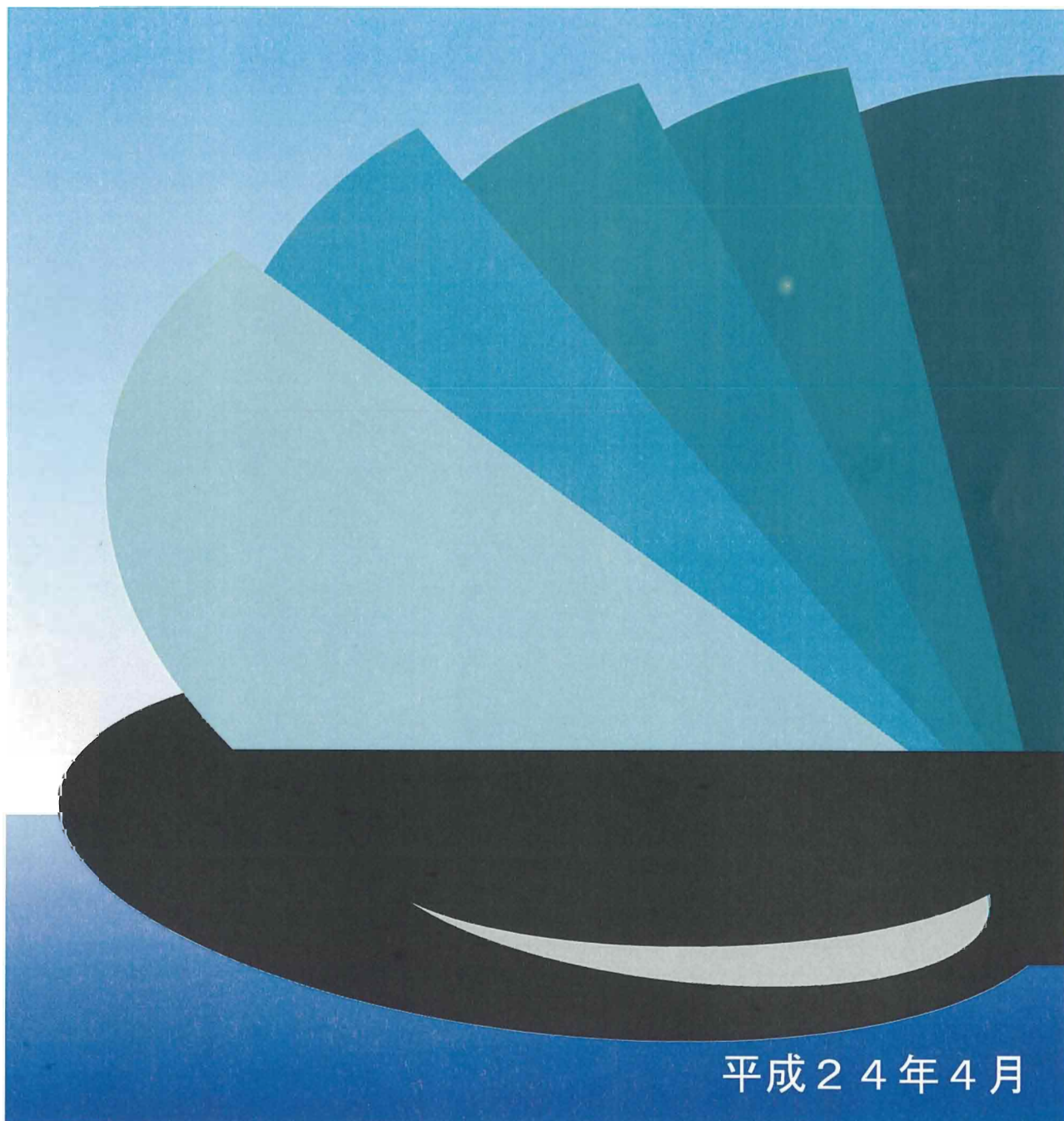


# 行方市学校教育プラン

2012~2016



平成24年4月

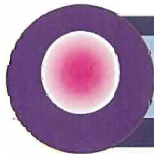
行方市教育委員会



## 学校教育プランとは

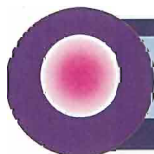
平成19年3月に策定された「行方市学校教育プラン」は、市民・学校・行政が協力して施策を学校教育振興のために、これから取り組む施策やスケジュールを示したものです。

今回のプランは第2期に当たり、「行方市総合計画」を受け、平成24年度から平成28年度までの5カ年間で取り組むものです。



## 行方市の教育目標

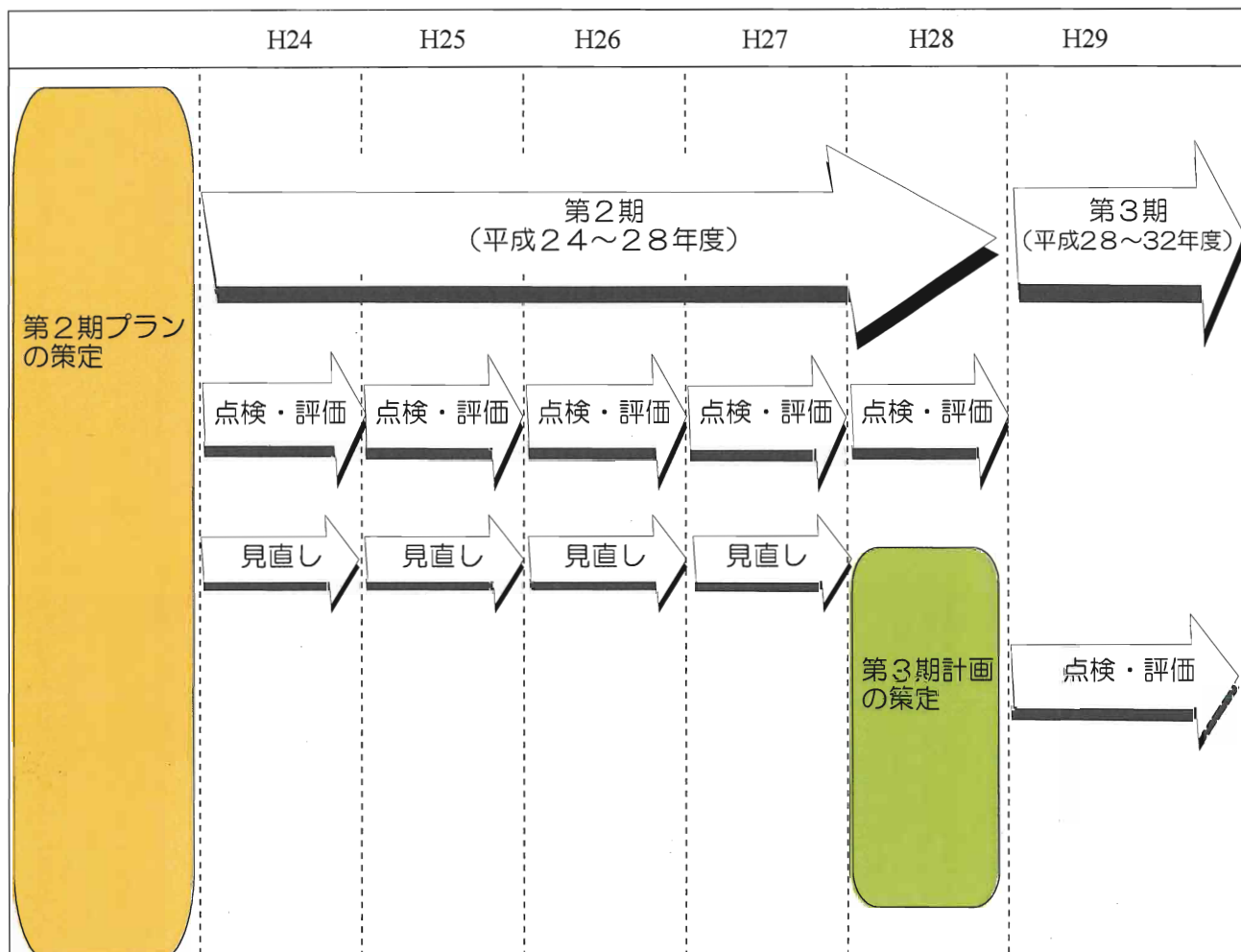
- 文化や科学技術など先人の業績を正しく学び、国際社会に生きる教養を身につけ、豊かに生きようとする心をつちかう。
- 運動に親しみ、進んで体力づくりを行い、たくましい心を養う。
- 郷土を愛し、共に助け合って生きる思いやりの心と社会性を身につけ、広い視野で明るい未来を築こうとする心を育てる。



## 行方市の学校教育目標

- 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、自ら学ぼうとする意欲を育てる。
- 社会の一員として生きるための豊かな心をはぐくむ。
- 生涯にわたるスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎をつちかう。

## 計画期間



- 本計画の期間は、平成24年度から平成28年度の5カ年とします。
- 学校教育プラン評価委員会を設置し、年度ごとにプランの点検・評価を行います。また、必要に応じて計画の見直しを行います。



◆ 基本方針 1 ◆

「生きる力」をはぐくむ学校教育の充実

《基本的施策》

1 確かな学力の育成

(1) 基礎・基本の確実な定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「読み・書き・計算」の力を育成するために、繰り返し学習や補充学習、少人数指導や習熟度別学習等による個に応じた指導の一層の充実を図ります。</li> <li>○小学校では、夏季休業中の「学びの広場サポートプラン」により、算数の基礎・基本の確実な定着を図ります。</li> </ul>
(2) 知識や技能を活用する力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教科で培った知識や技能を活用する学習を進めます。各教科の指導の中で、記録、要約、説明、論述といった学習活動に積極的に取り組み、思考力・判断力・表現力をはぐくみます。</li> </ul>
(3) 学習意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校では、児童が主体的に学ぶために、教師の専門性を生かした教科担任制を積極的に導入します。</li> <li>○補充的な学習を行い、繰り返して学ぶことにより、わかる喜びや達成感がもてるようにします。</li> </ul>

2 豊かな心をはぐくむ教育の推進

(1) 郷土を愛する心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郷土の文化や伝統、産業を調べたり、考えたり、情報を発信したりすることにより、郷土への関心を高めます。</li> <li>○小学校では、学校ホームページに「地域自慢」の紹介ページを作成し、児童が調べたことやまとめたことを掲載します。</li> </ul>
(2) 道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「道徳」の時間を要として、学校教育全体を通じて行う道徳教育を推進します。</li> <li>○「あいさつ運動」を全学校で取り組み、望ましい生活習慣の確立を図ります。</li> </ul>
(3) 特別活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団の一員としてよりよい人間関係を築くために、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動及び異年齢集団による活動を積極的に推進します。</li> </ul>
(4) 生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談室ポプラ等と連携を図り、不登校の解消に努めます。</li> <li>○児童会・生徒会を活性化し、課題を自ら解決しようとする学校づくりに努めます。</li> </ul>
(5) 人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権感覚や人権意識をはぐくみ、一人一人を大切にしたい学校づくりに努めます。</li> <li>○「いじめは絶対にいけない」「いじめは許さない」という意識を児童生徒にもたせ、いじめを生まない学校・学級づくりに努めます。</li> </ul>
(6) 福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒が主体となるボランティア活動や勤労体験を積極的に推進します。</li> </ul>
(7) 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校図書館や市立図書館の活用を工夫します。</li> <li>○「読書タイム」を設定して、児童生徒の読書の習慣化をめざします。</li> </ul>

### 3 健康や体力をはぐくむ教育の推進

(1) 体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○小学校では業間の時間等を使い、計画的・継続的な体力向上のための時間を確保し、日常的に体を動かす習慣を身につける活動を推進します。</li><li>○中学校では、運動の楽しさや喜びを味わうことができる運動部活動の充実を図ります。</li></ul>
(2) 健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○多様化している健康課題に対応するために外部講師を積極的に招聘します。</li><li>○学校における健康課題の解決のために、学校保健委員会の充実に努めます。</li></ul>
(3) 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かし、食に関する指導の充実に努めます。</li></ul>

### 4 社会の変化に適切に対応できる教育の推進

(1) 国際理解教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○小中学校に ALT（外国語指導助手）を派遣・配置し、英語への興味・関心を高め、英語による実践的なコミュニケーション能力の育成に努めます。</li><li>○市立中学校在籍生徒によるオーストラリアでのショートホームステイや学校訪問を通して、異文化理解と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養います。</li></ul>
(2) 情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○教科指導において、ICT（情報通信技術）環境を活用し、授業の改善に努めます。</li><li>○情報モラルや情報手段を適切に活用する教育を充実させる取組を推進します。</li></ul>
(3) 環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○霞ヶ浦ふれあいランドなどの市内施設や専門機関等及び外部講師、地域人材との連携を図り、自然体験を通して環境教育を推進します。</li></ul>
(4) キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○望ましい職業観・勤労観や児童生徒が自分の役割を果たして活動すること（働くこと）など、基本的な資質・能力をはぐくみます。</li><li>○職場見学、職業体験学習、高校見学・体験入学などを通して、体系的な指導の推進を図ります。</li></ul>

### 5 特別支援教育の推進

(1) 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに学び、相互に理解し合うことができる学校づくりを推進します。</li><li>○市内保健施設、保健機関や児童相談所等の福祉施設、医療機関、相談室ポプラとの連携を強化し、障害の状態や特性を把握して、適切な指導に努めます。</li></ul>
---------------	--



## ◆ 基本方針 2 ◆

### 「通いたい学校・通わせたい学校・誇りに思う学校」づくりの推進

#### 《基本的施策》

#### 1 教師力の向上

(1) 教員評価による授業力向上	○授業観察及び指導・助言により，教員一人一人の授業力の向上に努めます。
(2) 指導力向上のための研修の充実	○学校では，研修すべきテーマを焦点化し，課題克服のための研修を推進します。 ○内地留学，大学院研修，企業等長期社会体験研修など，校外研修への参加を推進します。 ○日常の教育実践をまとめ，教育論文や教育研究会発表などへ積極的に応募するよう働きかけます。

#### 2 開かれた学校づくりの推進

(1) 積極的な情報発信	○教育活動や学校運営への理解を深めるために，学校ホームページの充実や学校だより等による広報に努めます。
(2) 地域人材の活用	○優れた知識や技能を有する地域人材を積極的に活用し，児童生徒の学習意欲を一層高め，学校の教育活動の充実を図ります。
(3) 学校公開日の設定	○学校公開日を設け，保護者や地域に教育活動を積極的に公開します。
(4) 学校以外の者からの助言・評価の実施と評価結果の公表	○学校運営及び教育活動を外部から客観的に評価するための学校関係者評価委員会を積極的に活用します。 ○自己評価，外部アンケート及び学校関係者評価の評価結果の公表を行います。 ○円滑な学校運営を推進するために，学校評議員制度を積極的に活用します。

#### 3 学校教育環境の整備

(1) 学校適正配置の推進	○子どもたちのよりよい学習環境や生活環境、人間関係を構築するために，適正規模を有する学校教育環境の充実を図ります。
(2) 施設・設備の充実	○ICT環境の整備，教材・備品の充実，学校図書館の充実を図ります。

#### 4 小中一貫教育及び幼小中連携の推進

(1) 連携型による小中一貫教育の推進	○全中学校区で小中学校が共通の教育目標を設定し，その目標達成に向けて一部の教育活動を一貫して行います。 ○小学校と中学校の教員がTT（ティームティーチング）による授業を行ったり，中学校教員が小学校の授業を担当したりすることを推進します。
(2) 幼小間，小中間の交流の推進	○学校行事等を通して，幼児と児童，児童と生徒の交流を図ります。 ○一日入学等の体験を通して，幼稚園と小学校，小学校と中学校の接続が円滑に進むよう努めます。
(3) 教職員交流の推進	○幼稚園及び小学校教員同士の相互交流を推進し，互いの教育活動を理解することに努めます。 ○小学校及び中学校教員の相互交流を行い，系統的な教科指導・生徒指導を推進します。

## 5 学校の危機管理体制の確立

(1) 危機管理マニュアルの充実	○危機管理マニュアルを随時見直し、学校及び地域の実態に即したマニュアルづくりに努めます。 ○火災・地震・不審者等の多様な危機に対応した避難訓練を計画的・継続的に実施します。
(2) 登下校時の安全確保	○教職員のみならず、保護者や地域の関係団体及び地域住民の協力を得ながら、立哨指導や巡回パトロールなど交通安全及び不審者対策を積極的に推進します。 ○交通安全教室を実施し、児童生徒の交通安全の啓発を図ります。
(3) 施設設備の安全点検	○定期的に教員による点検を行い、さらに、児童生徒の視点に立った設備や遊具等の点検を行い、安全な環境づくりに努めます。

## ◆ 基本方針 3 ◆ 家庭と地域の連携・協力の推進

### 《基本的施策》

#### 1 幼児児童生徒の望ましい生活習慣の確立

(1) 家庭学習の習慣化の確立	○児童生徒が主体的に学習する習慣を身に付けるための「家庭学習の手引」を実態に応じて見直し、保護者との連携を図りながら、家庭学習の習慣化を図ります。
(2) 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進	○子どもたちが元気に毎日を送ることができるよう、学校と家庭が連携して「早寝・早起き・朝ごはん」の取組を展開し、子どもたちの生活リズムの向上を図り、規則正しい生活を身に付けさせる取組を推進します。
(3) 「お手伝い」の推進	○学校と家庭が連携し、「お手伝い」をさせることにより、子どもたちが家族の一員としての役割を果たし、自立心や責任感、社会性をつちかう取組を推進します。

#### 2 学校ボランティアの推進

(1) 地域人材の活用	○「教育支援人材バンク」(仮称)を設置し、優れた知識や技能を有する地域人材を積極的に学校教育に活用し、児童生徒の学習意欲を一層高め、学校の教育活動の充実を図ります。
-------------	--

#### 3 地域における児童生徒の安全確保

(1) 「見守り隊」の推進	○学校単位に地域住民の協力により、児童生徒の登下校の安全を守る体制整備の充実を図ります。
(2) 声かけ運動の推進	○児童生徒の下校の時間帯に安全な下校が確保できるように防災無線で地域住民に呼びかけます。 ○地域で出会う子どもたちに「おはよう」「こんにちは」「おやすみなさい」などの声かけを行うための啓発を行います。



## 主要事業 7

事業名	1 学力向上対策委員会の設置
事業の概要	<p>県学力診断のためのテストや全国学力・学習状況調査の結果を分析・検証して、本市の児童生徒の実態を把握し、授業改善や学習意欲の向上を図ってきました。</p> <p>今後も、児童生徒の学力向上を図るために、学力向上対策委員会を設置します。</p> <p>委員会は、教育長、指導室を中心に各学校から選出された教員で編成します。</p> <p>委員会では、学校で実施した県学力診断のためのテストや全国学力・学習状況調査の結果を分析・検証し、今後の学力向上のための指導方法や学習意欲の向上等について提案します。</p>
事業名	2 個に応じた指導の充実
事業の概要	<p>小中学校では、学力を確実に定着させるために、TT（チーム・ティーチング：教科指導等において、複数の教師が役割を分担して、個に応じた指導を行います）や少人数指導、習熟度別学習等により、きめ細かな指導を行ってきました。</p> <p>さらに、複式学級のある学校には学級担任の授業を支援するために非常勤講師を配置してきました。</p> <p>また、全中学校にネイティブスピーカーのALT（アシスタント・ラングージ・ティーチャー：外国語の発音や文化について、授業者とともに指導します）を配置するとともに、ネイティブスピーカーのALTを3名採用し、加えて、全小学校に派遣してTTの授業を行うなど、外国語指導の充実を図ってきました。</p> <p>今後も、複式学級のある学校にTT非常勤講師を配置し、学級担任の支援を行います。</p> <p>全小学校にネイティブスピーカーのALTを派遣と、全中学校には、全校にネイティブスピーカーのALTを配置し、指導の充実を図ります。</p>
事業名	3 読書活動の充実
事業の概要	<p>児童生徒にとって、読書は国語力の向上と心の教育への効果が期待できます。全学校での読書時間の確保は行われていますが、家庭での読書時間については、十分ではありません。</p> <p>各学校で取り組んでいる読書活動について、より一層の推進を図るとともに、家庭での自主的な読書活動の推進に取り組む必要があります。</p> <p>そのために、学校だけでなく、家庭、市立図書館、地域の読書推進グループなどと連携し、読書活動の充実に努めます。</p> <p>特に、市立図書館においては、団体貸し出しを積極的にすすめるため、学校への図書配本を行います。</p>

事業名	4 生活習慣の改善
事業の概要	<p>核家族化などライフスタイルの変化に伴い、家庭や地域の教育力が低下していると言われます。</p> <p>テレビ等をみて睡眠時間が十分確保できない児童生徒や朝食を食べない児童生徒の増加が危惧されています。</p> <p>児童生徒が健やかに成長していくためには、望ましい生活習慣を身につけ、学習意欲や体力、気力の充実を図る必要があります。</p> <p>「早寝・早起き・朝ごはん」「ノー・テレビ・デー」「あいさつ運動」などの取組を推進し、児童生徒の望ましい生活習慣の確立を図っていきます。</p>

事業名	5 相談室ポプラの充実
事業の概要	<p>相談室ポプラにおいて、不登校や障害のある幼児児童生徒などへの教育相談を行っています。</p> <p>幼稚園・学校・家庭での不安や悩みについて、幼児児童生徒ばかりでなく、保護者、教職員からの相談にも積極的に応じます。</p> <p>また、不登校児童生徒との心の触れ合いを通して、心身の安定を図り、社会的自立と適応力を養い、学校への復帰を支援します。</p> <p>保護者や地域への積極的な広報に努め、学校との連携を一層密にし、身近に受けられる教育相談の拠点として、活動の充実を図ります。</p>

事業名	6 生徒指導の充実
事業の概要	<p>児童生徒が安心して登校し学校生活が送れるよう、学校と相談室ポプラ、子育て支援室、スクールカウンセラー等との連携を図り、不登校児童生徒数の減少に努めます。</p> <p>問題行動への対応は、学校と保健所、警察署、児童相談所、福祉事務所、保護司、主任児童委員、民生委員等との連携により、速やかな対応を図り、児童生徒の健全育成に努めます。</p>

事業名	7 幼小中連携教育の推進
事業の概要	<p>近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、基本的な生活習慣の欠如、自制心や規範意識の希薄化などの課題を踏まえ、幼稚園と小学校、小学校と中学校と連携した教育を進めます。</p> <p>幼小間では、幼稚園教育でつちかった成果が小学校につながるよう、教員間の意見交換などを通して、子どもの相互理解を深めます。</p> <p>また、幼児と児童の交流を積極的にすすめ、幼児の小学校へのスムーズな移行を図ります。</p> <p>小中間では、連携型による小中一貫教育をすすめ、児童と生徒の異年齢集団の交流により、豊かな人間性や社会性を育成し、中一ギャップの解消を図ります。</p> <p>また、教師の小中交流を図り、計画的・継続的な教科指導や生徒指導を展開していきます。</p>



## 数値目標

(平成28年度を最終目標とする)

指 標 項 目		校種	目標値
1	「授業がわかる」と感じている児童生徒の割合	小	95%
		中	85%
2	県学力診断のためのテストで平均正答率を超える児童生徒の割合	小	55%
		中	55%
3	学校の授業時間以外に、月曜日から金曜日で、勉強する児童生徒の割合（小学1年～3年では1日30分以上、小学4年～6年では1日1時間以上、中学生では1日1時間30分以上）	小	60%
		中	65%
4	「学校が楽しい」と感じている児童生徒の割合	小	95%
		中	95%
5	年間50冊以上（中学校では30冊以上）の本を読んだ児童生徒の割合	小	60%
		中	40%
6	県体カテストにおいて、A判定及びB判定の児童生徒の割合	小	65%
		中	67.5%
7	月曜日から金曜日、テレビやビデオ、DVDをみたり聞いたり、また、テレビゲームをしている時間が1日2時間以下の児童生徒の割合	小	55%
		中	50%
8	不登校発生率	小	0.18%以下
		中	1.75%以下